

非常勤講師の方には、2010年度にさかのぼって市内交通費が支給されます!!

熊本大学に勤務する非常勤講師の方は、今年度（2013年度）から通勤手当の市内交通費が支給されるようになり、4月からの分が10月の給与とともに支給されました。実は現在をさかのぼること4年半前の2009年4月29日開催の団体交渉で、熊本大学使用者は非常勤講師の方にも市内交通費を支給するようにすると明言していました。その際、旅費と通勤手当との調整などのために実施までに時間を要することも説明されており、組合は次年度までに準備し、2010年度から実施するものと受け止めていました。

さる9月11日に組合は、非常勤講師の方への今年度4月からの市内交通費支給が遅れていた問題とあわせて、これまで市内交通費が支給されて来なかつたことに関する質問状を提出し、熊本大学使用者と意見交換をした結果、非常勤講師の方には2010年4月にさかのぼって市内交通費を支給することになりました。これは、“団体交渉の経緯から見て、2010年4月にさかのぼって支給すべきである”という組合の要求をふまえて実現したものです。

なお、実際の支給までには過去の出勤簿や通勤方法の確認等の作業を行なう必要があるため、時間を要しますが、熊本大学使用者は今年度末までに支給するようになしたいと述べています。

組合の質問状と熊本大学使用者からの回答を掲載しますので、経緯の詳細はそちらをご覧ください。非常勤講師の方に“市内交通費を支給するようにする”と明言しながらも支給されていない問題について、これまで組合は2度確認してきましたが、実現までにかくも長い時間を要する結果となってしまいました。深くお詫びするとともに、今後はこうしたことがないよう肝に銘じて活動していきます。

なお、非常勤講師のお世話をされている教員の方は、2010年4月にさかのぼつて支給されることになった経緯を非常勤講師の方にご説明いただけたら幸いです。

赤煉瓦

熊本大学教職員組合

No.14

2013. 11. 13

内線:3529 FAX:346-1247
ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp
<http://union.kumamoto-u.ac.jp/>

〈組合の質問状〉

2013年9月11日

国立大学法人熊本大学長

谷口功殿

熊本大学教職員組合執行委員長

新井英永

非常勤講師への市内交通費支給に関する質問

2013年2月18日開催の労使協議会において、2013年4月1日から非常勤講師にも市内交通費を支給することが組合に説明され、確かに市内交通費の支給対象となる非常勤講師からの必要書類の提出が行なわれたにもかかわらず、現時点に至るまで非常勤講師に対して市内交通費は支給されていません。これは、“平成25年度の然るべき早い時期からとなる”という組合に対する説明、また“支給は夏ぐらいになるかもしれない”という非常勤講師に対する説明と大きく異なっています。

さらに、非常勤講師への市内交通費の支給は、2009年4月24日開催の団体交渉において“支給するようにする”と明言し、就業規則上にも明記されているにもかかわらず熊本大学使用者が実行していない問題です。

つきましては、非常勤講師への市内交通費支給に関する下記の事項に対して書面でご回答くださいますようお願いいたします。こうした質問をさせていただくのは、熊本大学使用者が労使協議会での説明と異なる事態を招きながらも、組合に対して何の説明も行なっていないためであることを申し添えます。

記

質問1

2013年2月18日開催の労使協議会において、2013年4月1日から非常勤講師に市内交通費を支給すると説明したにもかかわらず、現時点に至るまで支給されていない理由は何か。

質問2

2009年4月24日開催の団体交渉において非常勤講師に市内交通費を“支給するようにする”と明言し、就業規則上にも記載されているにもかかわらず、非常勤講師に市内交通費が支給されてこなかった理由は何か。

質問3

市内交通費の支給対象として非常勤講師が就業規則に規定された時点に遡って市内交通費を支給すべきと考えるが、これについてどのように対処するつもりであるか。就業規則の規定時点に遡って支給するつもりがない場合は、支給しない理由は何か。

(裏面に熊本大学使用者からの回答書)

〈熊本大学使用者からの回答〉

平成25年11月7日

熊本大学教職員組合執行委員長 殿

国立大学法人熊本大学人事・労務担当理事
両角 光男

非常勤講師への市内交通費支給に関する質問について（回答）

2013年9月11日付けで質問がありました標記のことについて次のとおり回答します。

下記1の質問事項については、既に対象となる非常勤講師に通勤届を提出いただき通勤手当支給準備を進めていますが、想定以上に複雑な手続きが必要なため予定より遅れ、現在のところ10月支給の給与で4月から8月分の通勤手当を支給するよう作業を進めているところです。

具体的には、①1回も勤務しない月、②毎月勤務日数が変動、③複数部局に勤務、④非常勤講師以外の有期雇用職員として勤務、等々の場合への対応が必要なため、担当職員が各非常勤講師の勤務状況について勤務先部局から確認書類の取り寄せや旅費が支給されていないか等の確認も行うなど通常の通勤手当認定・支給処理よりも作業量が非常に多くなっています。

また、下記2の質問事項については、2009年4月24日の団体交渉で旅行行程が8キロメートル以上の非常勤講師には旅費を支給していることから、旅費制度の見直しも含めて通勤手当を支給する方向で制度設計を行うことを説明しました。その後、旅費と通勤手当との調整及び事務処理等の課題解決に向けた検討に時間を要したことから現在に至っているところです。

下記3の質問事項については、過去の交渉経緯等を検討した結果、通勤方法等を届出いただき2010年度まで遡り支給する予定です。

記

1. 2013年2月18日開催の労使協議会において、2013年4月1日から非常勤講師に市内交通費を支給すると説明したにも関わらず、現時点に至るまで支給されていない理由は何か。
2. 2009年4月24日開催の団体交渉において非常勤講師に市内交通費を“支給するようにする”と明言し、就業規則上にも記載されているにもかかわらず、非常勤講師に市内交通費が支給されてこなかった理由は何か。
3. 市内交通費の支給対象として非常勤講師が就業規則に規定された時点に遡って市内交通費を支給すべきと考えるが、これについてどのように対処するつもりであるか。就業規則の規定時点に遡って支給するつもりがない場合は、支給しない理由は何か。